

# 暮らしのお知らせ

あなたの声を聴かせてください

## 市長への手紙

「市長への手紙」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。寄せられた意見は市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。

回答を希望する人には、書面またはEメールで回答しますが、回答には1カ月程度の期間を要します。各課でも担当する業務について意見や要望を受け付けていますので、道路の補修や公園遊具の修理など、早急な対応が必要な場合は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

なお、市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する内容のものは受け付けません。

また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと思えられるものや、趣旨が不明確なものについては回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

### 市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に専用の用紙（受取人払い）が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

### 市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送付料はかかりません（コンビニエンスストアからは有料となる場合があります）。

☎0120・860・2799

市外からは次の番号に送信してください。送付料はかかりません。FAX0476・24・1086

### 市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<https://www.city.naria.chiba.jp/shisei/page302100.html>)から送信できます。

また、Eメール(nrtsodan@city.naria.chiba.jp)も利用できます。

あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

### 利用証を交付します

#### パーキング・パーミット制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

対象は障がいのある人、高齢者、

難病患者、妊産婦、けが人など必要書類は障害者手帳などの確認書類、代理人の本人確認書類

(代理人が申請する場合)。郵送の場合はコピー可

申請場所は障がい者福祉課(市役所議会棟1階)、介護保険課(市役所議会棟1階)、健康増進課

(保健福祉館内)、下総・大栄支所(郵送の場合は千葉県健康福祉指導課(☎260・8667千葉市中央区市場町1-1)へ)

※くわしくは障がい者福祉課(☎20・1539)へ。

### 伸び過ぎた枝は危険です

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。車道や歩道へ伸びた枝は道幅を狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

### 樹木の剪定

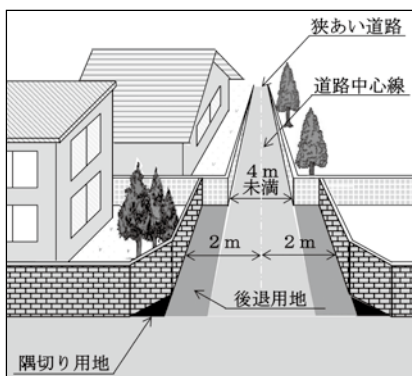
地域の安全のためにも、所有者は枝の剪定や垣根の刈り込みをするなど、適切に管理してください。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

### 狭あい道路

#### 拡幅整備事業

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為



※くわしくは回課へ。

を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。道路から後退した用地を寄付してもらった場合、測量、分筆、道路整備などを市が行います。

対象は市が所有する幅員4メートル未満の道路に面した敷地の所有者(条件があります)で、直接または電話で建築住宅課市役所5階(☎20・1564)へ相談してください

市が行う業務は測量、分筆、登記、隔切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申し込み方法は建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し回課へ

安全な水質を保つために

## 受水槽の管理

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行い適切な管理に努めましょう。  
※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

ほか、電子マネー「PayPay」ペイジー、クレジットカードでの納付にも対応しています。詳細は納税通知書に同封のしおりで確認してください。

※くわしくは佐倉區税事務所(☎043・483・1150)へ。

美しいまちをわたしたちの手で

## 環境美化運動

5月29日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。  
※くわしくは同課へ。

15人に委嘱されました

## 消費生活モニター

消費生活モニターは会議や研修会、後援会などの活動を通じて得た知識を生かし、市民の皆さんの消費生活を向上させるお手伝いをしています。今年度は15人が消費者の代表として活動します。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

購入前に申請を

## 雨水貯留施設設置費補助金

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、水資源を有効に活用するため、施設を設置する人を対象に補助金を交付しています。申請は購入前に行ってください。

対象設備と補助額

- ①小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量が100リットル以上の未使用品の物)：設置費用の2分の1(上限3万円)
- ②浄化槽転用型雨水貯留施設(不要となる浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

※②は合併処理浄化槽設置整備事業補助金を利用して単独処理浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合を除く。くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

申請期限 令和5年3月15日

## 周辺環境への配慮を

## 野焼きの禁止

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に

制度が変わります

## 児童手当

影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

今年度から、市が受給者の現況を確認できる場合は現況届の提出が不要となります(離婚協議中の場合などを除く)。提出が必要なのは6月に用紙を送付します人で、子育て支援課(市役所2階)または下総・大栄支所へ提出してください。また、国の制度改正により、6月分以降の特例給付については、受給者の前年の所得が限度額以上となる場合は支給されませんので注意してください。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

4月16日(土)～30日(土)

- 16日 成田太鼓祭 開幕式・千年夜舞台
- 17日 成田航空少年団総会
- 20日 優良建設工事表彰式
- 文化団体連絡協議会総会
- 23日 千葉県青少年相談員表彰式・第21期青少年相談員委嘱状交付式
- エアポートツーデーマーチ実行委員会
- ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定調印式
- 25日 ゼンリンとの「NARITA暮らしの便利帳」協働発行事業に関する協定調印式
- 26日 知事と市町村長との意見交換会
- 千葉県長沼水害予防組合組合会
- 子どもを守る地域ネットワーク代表者会議
- 27日 成田祇園祭実行委員会
- 男女共同参画推進員会議
- 28日 千葉県市長会定例会
- NARITAスポーツツーリズムフェス!
- 29日 桃園市オンライン交流



スポーツツーリズムフェスで(29日)

今月の納期限

5月31日(火)

## 軽自動車税

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

6月1日から受け付け

## 市営住宅の入居者募集

市では、一般市営住宅の入居者を次の通り募集します。

**申し込み資格** 次の要件を全て満たす人

- 住居に困っている
- 市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある
- 同居しようとする親族がいる（高齢者など単身で入居できる場合あり）
- 市税を滞納していない
- 緊急連絡先がある（連帯保証人

| 団地名(住所)               | 募集戸数         | 間取り                 | 入居人数 |
|-----------------------|--------------|---------------------|------|
| 北団護台団地<br>(団護台1385-1) | 2戸<br>(2、4階) | 3DK<br>(6、6.5、4.5畳) | 2人以上 |
| 南団護台団地<br>(団護台1254-2) | 1戸<br>(2階)   | 1DK<br>(6畳)         | 単身可  |
| 中団護台団地<br>(団護台2-3-1)  | 1戸<br>(1階)   | 3DK<br>(6、6、4.5畳)   | 単身可  |
| 名木団地<br>(名木931)       | 1戸<br>(平屋)   | 3K<br>(6、6、4.5畳)    | 2人以上 |
| 吾妻南団地<br>(吾妻2-1-1)    | 3戸<br>(3階)   | 1K<br>(6畳)          | 単身可  |
| 橋賀台団地<br>(橋賀台3-1)     | 2戸<br>(3、5階) | 3K<br>(6、6、3畳)      | 2人以上 |

は不要)

○ 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

○ 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下

(高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯などは21万4、000円以下)

家賃希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

**申込書配布場所** 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

**申し込み方法** 事前に直接または電話で同課(☎20・1564)に予約してから、6月1日(水)～15日(水)に申込書を同課へ

※くわしくは建築住宅課へ。

## 多文化共生指針

暮らしやすいまちづくり

市では、日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすいまちづくりを目指し、多文化共生指針を策定しました。多文化共生とは、国籍や民族の異なる人たちがお互いの文化を認め合い、対等な立場で市民として共に生きていくことです。行政機関だけでなく、企業や団体、市民一人一人が多文化共生社会の

実現に向けて考え、行動することが大切です。皆さんのご協力をお願いします。指針は次の場所で閲覧できます。

**閲覧場所** 市民協働課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、

下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、市ホームページ

([https://www.city.naria.c-hba.jp/shisei/page101401\\_00001.html](https://www.city.naria.c-hba.jp/shisei/page101401_00001.html))

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

## 安心して活動できるまちづくり

### 住民活動総合災害補償制度

住民活動総合災害補償制度は、特定の団体がボランティア活動や自治会活動などの住民活動中に事故に遭った場合、その団体や指導者などへ見舞金を支給する制度です。なお、事前の手続きは不要です。**対象** 次の全てに当てはまる団体に組織されている

- 市内に主な活動拠点がある
- 5人以上の構成員により自主的に組織されている
- 構成員の70パーセント以上が市

内在住である

**対象となる活動** 社会福祉向上のために無報酬で自発的・計画的・継続的に行われる事業・活動

### 補償内容

○ 傷害補償

- ・ 死亡：500万円
- ・ 後遺障害：15～500万円
- ・ 入院(1日当たり)：5、000円
- ・ 手術：入院補償金額に手術の種類に応じた倍率を掛けた額
- ・ 通院(1日当たり)：3、000円(上限90日)

○ 損害賠償責任補償

- ・ 対人賠償(1人当たり)：上限6、000万円(1件当たりの上限は2億円)
- ・ 対物賠償(1件当たり)：上限100万円
- ・ 保管物賠償(1件当たり)：上限100万円

事故が起きた際は、すぐに市民協働課(☎20・1507)へ連絡してください。また、活動内容によっては対象とならない場合もありますので注意してください。

※くわしくは同課または市ホームページ(<https://www.city.naria.chiba.jp/environment/page102800.html>)へ。

## 災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。

**配信内容** = 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

**対応言語** = 日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

**登録方法** = 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する。登録は無料です

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス